

監査報告書

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、国立大学法人三重大学の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第11期事業年度の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、損失の処理に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、協議のうえ、本監査報告書を作成しましたので、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、当期の監査計画及び監査手続に従い、学長、理事、内部監査部門その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席するほか、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、事務局、学部、附属病院及びその他の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告、説明を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、国立大学法人三重大学の当該事業年度に係る、業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行いました。

2. 監査の結果

- (1) 国立大学法人三重大学の業務は、法令等に従って適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。
- (2) 内部統制システムに関する業務方法書の変更等の取組その他の内部統制システムの整備及び運用について、指摘すべき重大な事項は認められません。
- (3) 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。
- (4) 会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- (5) 財務諸表等は、記載すべき事項を正しく示しているものと認めます。
- (6) 事業報告書は、法令に従い、国立大学法人三重大学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。

平成27年6月26日

国立大学法人三重大学

監 事 橋 本 洋 一

監 事 山 中 利 之